☆ 来年から税法上の電子データの保存が義務化されます べ

電子帳簿保存法対応セミナ

令和5年2月9日(木) 13:30~16:30 (受付13:10~)

雇用失業情勢及び通年雇用化に向けた助成制度について

13:30~ 14:00

◆ 最近の雇用失業情勢及び気象条件が厳しく積雪の多い地域のため特別に用意された「通年雇用 奨励金」などの適用条件や助成範囲、申込から支給までのスケジュールなどについて解説いたしま す。

網走公共職業安定所 業務係長 佐藤

電子帳簿保存法対応セミナー

セミナー $14:00\sim$ 15:30

個別相談

15:30~ 16:30

■セミナーのポイント

☑電子帳簿保存法とは?⇒小規模な事業者も対応が必要!

☑自分に必要な部分は?⇒対応が必要な部分をしっかりと確認!

☑いつまでに何をすれば?⇒法律を理解して必要な行動がとれるように



税理士法人北翔会計 代表社員 藤原 誉康 氏 公認会計士・税理士

令和3年度税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関す る法律(「電子帳簿保存法」)」が改正され、令和4年1月1日に施行されました。これにより、帳簿書類を電子 的に保存する際の手続等について見直しがなされ、各税法で紙での保存が義務付けられている帳簿書類を電磁的 記録(電子データ)により保存するに当たっての要件が緩和されました。また、令和6年1月1日以後に電子的 に送付・受領した請求書・領収書・契約書等の取引情報電子取引データについては、プリントアウトせずに一定 の保存要件に従って電子データのまま保存することが必要とされました。

本法律につきましては、大きく3つの観点がありますが、内容を理解し、自社に必要な部分を確認すると共に 有効な活用をする事が必要です。是非セミナーにご参加ください。

オホーツク・文化交流センター(エコーセンター2000)大会議室

(住所:網走市北2条西3丁目)

30名 (定員になり次第締切)

網走商工会議所 (FAX 0152-43-6615、TEL 0152-43-3031)

斜網地域通年雇用促進協議会、網走商工会議所、網走地方青色申告会連合会

電子帳簿保存法対応セミナー申込書(本紙によりFAXでお申込下さい。)

網走商工会議所 行 (FAX:0152-43-6615)

事業所名			TEL	
住 所			FAX	
参加者名	1	2	3	



↑スマホでここからも申込み できます。

- *ご記入頂いた情報は各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
- *参加者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減させるため、
 - ☑ セミナーでは必ずマスクの着用をお願いします。
 - ☑ 当日、体調不良の場合や37.5度以上の体温がある場合は参加をご遠慮くださるようお願いします。